

宅建業法 保証協会 宅建 H30-44-3 <<#874>>**【問】 正誤をつけよ。**

宅地建物取引業者Aは、保証協会の社員の地位を失った場合において、保証協会に弁済業務保証金分担金として150万円の納付をしていたときは、全ての事務所で営業を継続するためには、1週間以内に主たる事務所の最寄りの供託所に営業保証金として1,500万円を供託しなければならない。

【答え】 誤り**<<ポイント1>> 保証協会【宅建★入門】**

宅建業者は、保証協会の社員の地位を失ったときは、当該地位を失った日から1週間以内に、営業保証金を供託しなければならない。（宅建業法64条の15）

※ 2週間ではないことに注意

<<ポイント2>> 営業保証金の供託額・弁済業務保証金の納付額【宅建★入門】

営業保証金		弁済業務保証金
1,000万円	本店	60万円
500万円	支店	30万円